## 医療用医薬品の偽造品流通防止のための施策のあり方に関する検討会 最終とりまとめ(ポイント)

- 〇 平成29年1月のハーボニー偽造品事案を受け、3月に偽造品流通防止検討会を設置。 6月に再発防止の観点から直ちに対応すべき事項とりまとめ、10月に省令改正等を実施。
- その後、中間とりまとめにおいて積み残した課題を中心に議論を重ね、 更なる対策の方向性について最終とりまとめ。

# 偽造品流通防止に関連して必要となる更なる対策の方向性

### 1. 流通過程における品質の確保等に向けた取組

・ 医薬品の適正流通に関するガイドラインにより、卸売販売業者の自主的な取組を促すべき。

## 2. 規制の法令上の位置付けのあり方

- 卸売販売業者の業務を行う体制(業務手順書の作成やそれに基づく業務の実施など)を、できるだけ早く許可基準として、 位置付けるべき。
- ・ 薬局が、一定の規模で、他の薬局へ医薬品の販売・授与を行う場合には、卸売業務に関する手順書を作成するなど、適切な体制のもと、当該業務を行うべき。
- ・ 薬局開設者・管理薬剤師がその責任・責務等を果たし、適切な対応を取ることができるよう、社内の体制を整備すべき。
  - (例)管理薬剤師から薬局開設者へのホットラインの設置、関係法令等に関する研修の実施等

### 3. 封かん方法等に係る情報共有に向けた取組

医薬品の開封の有無等を確認できる方法について、卸売販売業者や薬局などの関係者間で、情報共有を進めるべき。

## 4. サプライチェーンにおける共通ルールの策定に向けた取組

- ・ 医薬品取引における返品や不動在庫等に係る課題の解決を 図るため、返品におけるルール策定等について、更に検討を進 めるべき。
- インターネットを通じた流通に対しても、ルールが適正に守られるよう、引き続き、販売の監視を着実に図る。なお、現金問屋対策の実効性の向上を図るため、隠蔽された事実を見つけ出す手法の活用等を図る。

#### 5. 情報システムの整備に向けた取組

- 医療用医薬品へのバーコード表示を、引き続き、進めるべき。
- ・ シリアルナンバーの導入について、技術的な課題、コスト、偽造品防止にあたっての実効性等を踏まえて検討すべき。